

<特別会計>

1

国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計歳入歳出予算一覧表

(1) 歳入

区 分 科 目	平成29年度予算額		平成28年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 国民健康保険料	1,806,601	29.7	1,789,974	29.3	16,627	0.9
2 一部負担金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 国庫支出金	1,056,179	17.3	1,127,158	18.5	△70,979	△ 6.3
5 療養給付費等交付金	39,920	0.7	57,498	0.9	△17,578	△ 30.6
6 都支出金	318,854	5.2	329,066	5.4	△10,212	△ 3.1
7 前期高齢者交付金	704,916	11.6	629,441	10.3	75,475	12.0
8 共同事業交付金	1,486,643	24.4	1,444,650	23.7	41,993	2.9
9 繰入金	596,889	9.8	649,453	10.6	△52,564	△ 8.1
10 繰越金	79,962	1.3	75,270	1.2	4,692	6.2
11 諸収入	1,008	0.0	1,008	0.0	0	0.0
歳入合計	6,090,974	100.0	6,103,520	100.0	△12,546	△ 0.2

(2) 歳出

区 分 科 目	平成29年度予算額		平成28年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 総務費	198,463	3.3	195,240	3.2	3,223	1.7
2 保険給付費	3,111,632	51.1	3,215,387	52.7	△103,755	△ 3.2
3 老人保健拠出金	13	0.0	24	0.0	△11	△ 45.8
4 後期高齢者支援金	634,411	10.4	634,222	10.4	189	0.0
5 介護納付金	291,408	4.8	280,993	4.6	10,415	3.7
6 前期高齢者納付金	2,325	0.0	427	0.0	1,898	444.5
7 共同事業拠出金	1,575,488	25.9	1,504,940	24.7	70,548	4.7
8 保健事業費	58,771	1.0	58,516	1.0	255	0.4
9 諸支出金	168,463	2.8	163,771	2.7	4,692	2.9
10 予備費	50,000	0.8	50,000	0.8	0	0.0
歳出合計	6,090,974	100.0	6,103,520	100.0	△12,546	△ 0.2



国民健康保険事業会計

▶保険年金課

29年度予算額

(28年度予算額)

国民健康保険料

1,806,601千円

(1,789,974千円)

23区の国民健康保険料は、統一保険料方式をとっています。29年度は、23区全体での一人あたり医療費の増などのため、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付分で引き上げとなります。

一方、所得の低い加入者の負担を軽くするために、均等割の7割、5割、2割の減額措置を引き続き実施するほか、非自発的失業者への保険料軽減策も継続実施します。また、物価上昇の見通しを踏まえ、均等割の5割、2割の減額措置の対象を拡充しました。



POINT 保険料はどうなりますか？

平成29年度の保険料は次のとおりになります。

保険料は、医療分と後期高齢者支援金分の合算です。また、40歳から64歳までの被保険者には、介護保険の保険料である介護納付金分が加わります。

区分		平成29年度	平成28年度	増減
医療分	均等割	38,400円	35,400円	3,000円増
	所得割	7.47%	6.86%	0.61P増
	上限額	54万円	54万円	—
後期 高齢者 支援金分	均等割	11,100円	10,800円	300円増
	所得割	1.96%	2.02%	0.06P減
	上限額	19万円	19万円	—
計	均等割	49,500円	46,200円	3,300円増
	所得割	9.43%	8.88%	0.55P増
	上限額	73万円	73万円	—
1人あたり 保険料	特別区平均	118,441円	111,189円	7,252円増
	千代田区平均	150,732円	143,673円	7,059円増
介護 納付金分	均等割	15,600円	14,700円	900円増
	所得割	0.76%	0.70%	0.06P増
	上限額	16万円	16万円	—

**POINT****保険料のモデルケース****保険料のモデルケース①**

【給与所得者】 単身世帯（65歳未満） ※介護分を除く。

年収	平成29年度	平成28年度	前年度比	
	医療＋支援金 (所得割:9.43% 均等割:49,500円)	医療＋支援金 (所得割:8.88% 均等割:46,200円)	増減額	増減率
100万円	26,636円	24,876円	1,760円	7.1%
200万円	133,427円	125,232円	8,195円	6.5%
300万円	199,437円	187,392円	12,045円	6.4%
400万円	269,219円	253,104円	16,115円	6.4%
500万円	344,659円	324,144円	20,515円	6.3%
600万円	420,099円	395,184円	24,915円	6.3%
700万円	499,311円	469,776円	29,535円	6.3%
800万円	584,181円	549,696円	34,485円	6.3%

保険料のモデルケース②

【年金所得者】 2人世帯（65歳以上 75歳未満）

年収	平成29年度	平成28年度	前年度比	
	医療＋支援金 (所得割:9.43% 均等割:49,500円)	医療＋支援金 (所得割:8.88% 均等割:46,200円)	増減額	増減率
100万円	29,700円	27,720円	1,980円	7.1%
200万円	93,821円	87,936円	5,885円	6.7%
300万円	237,621円	222,936円	14,685円	6.6%
400万円	315,418円	296,196円	19,222円	6.5%
500万円	394,630円	370,788円	23,842円	6.4%
600万円	474,785円	446,268円	28,517円	6.4%

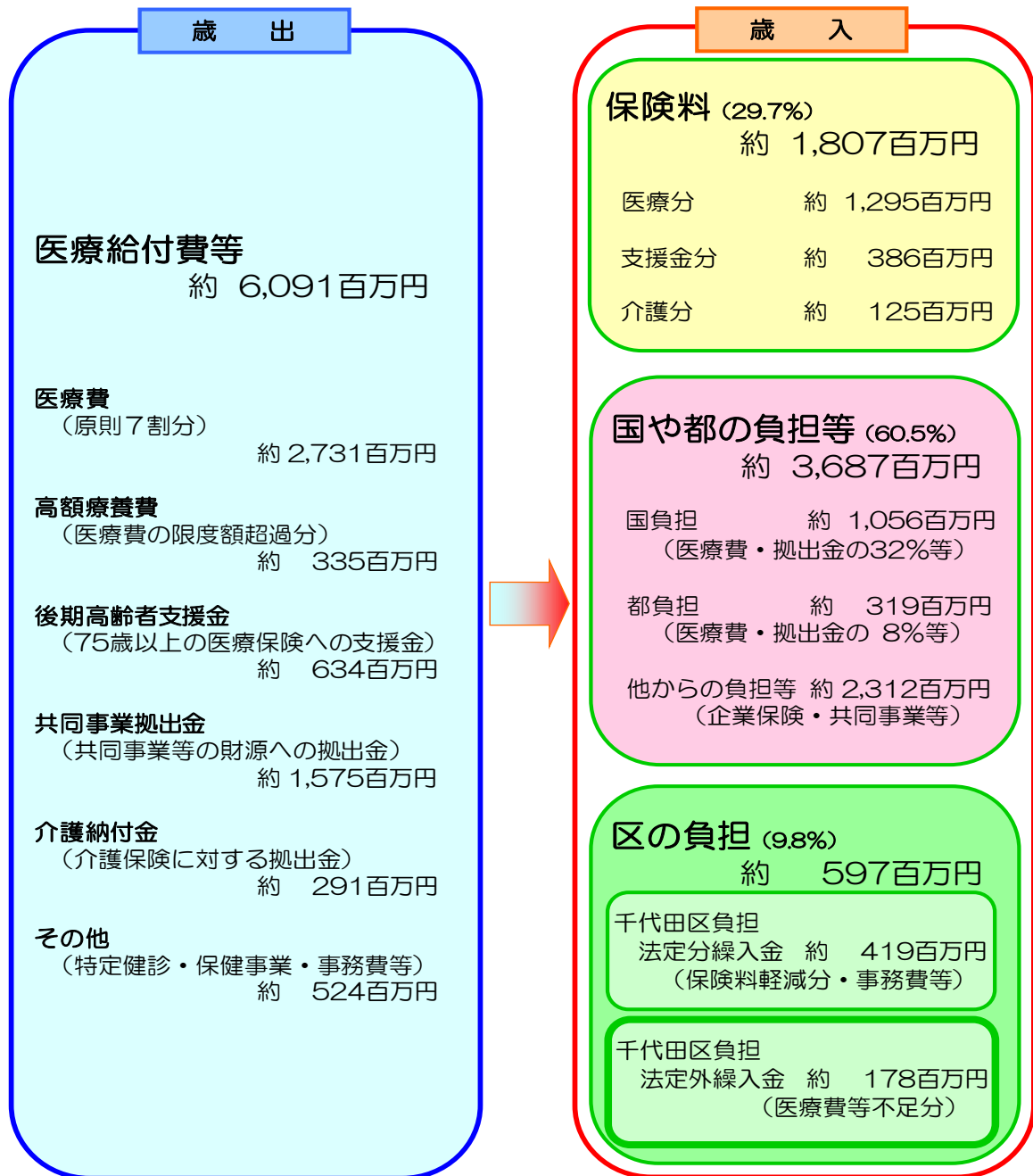


POINT

国民健康保険財政のしくみ

国民健康保険事業会計では、原則として医療費や高額療養費等の医療給付費等の歳出を、国や都の負担等の公費と加入者からの保険料によって賄うこととされています。その中で、区の負担について、保険料軽減分や事務費などは法令により一般会計から繰入することが認められていますが、さらに医療費等不足分についても法定外で一般会計から繰入を行い賄っています。この法定外繰入金が無制限に増加しないよう、増加する医療費への対策として、千代田区国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）に基づき、各種保健事業を実施し、健康寿命の延伸と医療費適正化に努めています。

また、特別区では、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化に向けて、算定方法を基準政令に近づけるため、今まで法定外繰入金で賄っていた高額療養費等を平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で順次保険料算定の基礎に算入していきます。



() 内は、歳入全体に占める割合です

<特別会計>



介護保険特別会計

介護保険特別会計歳入歳出予算一覧表

(1) 歳入

区 分 科 目	平成29年度予算額		平成28年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 介護保険料	1,001,843	22.1	995,654	21.9	6,189	0.6
2 使用料及び 手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 国庫支出金	870,700	19.2	869,976	19.1	724	0.1
4 支払基金交付金	1,138,532	25.1	1,146,613	25.2	△8,081	△0.7
5 都支出金	594,039	13.1	598,709	13.2	△4,670	△0.8
6 財産収入	60	0.0	162	0.0	△102	△63.0
7 繰入金	860,796	19.0	866,898	19.1	△6,102	△0.7
8 繰越金	72,501	1.6	72,501	1.6	0	0.0
9 諸収入	7	0.0	7	0.0	0	0.0
歳入合計	4,538,479	100.0	4,550,521	100.0	△12,042	△0.3

(2) 歳出

区 分 科 目	平成29年度予算額		平成28年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 総務費	284,315	6.3	278,277	6.1	6,038	2.2
2 保険給付費	3,932,032	86.6	3,952,372	86.9	△20,340	△0.5
3 地域支援事業費	199,569	4.4	197,207	4.3	2,362	1.2
4 財政安定化 基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 基金積立金	61	0.0	163	0.0	△102	△62.6
6 諸支出金	72,501	1.6	72,501	1.6	0	0.0
7 予備費	50,000	1.1	50,000	1.1	0	0.0
歳出合計	4,538,479	100.0	4,550,521	100.0	△12,042	△0.3



介護保険特別会計

▶高齡介護課

29 年度予算額

(28 年度予算額)

介護保険事業計画の策定

6, 495 千円

(4, 320 千円)

区では、高齢者が住み慣れた地域で人としての尊厳を保って自立した生活を営むことができるよう、介護保険によるサービス供給及びサービス水準の確保等を図るため、65 歳以上の区民（第 1 号被保険者）の保険料や要介護認定者数の推計、介護給付費の推計等を含む介護保険事業計画を策定し計画的に運営しています。平成 29 年度は、第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の策定を行います。



POINT



介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行います

Q 介護保険事業計画には、どのような内容が盛り込まれるのですか？

A 計画策定に向けて実施する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」により把握した高齢者の生活実態や課題等を踏まえ、①計画の基本理念、②高齢者人口などの見込み、③介護サービス量の推計、④介護保険料の額、⑤その他、区が実施すべき高齢者施策などについて盛り込まれる予定です。

Q 介護保険料は、どうやって決まるのですか？

A 計画期間内に見込まれるサービス量から給付見込み額を算出し、法律で定められた第 1 号被保険者の方が負担すべき割合を元に算定します。保険料は 3 年間を通じて財政の均衡を保つよう設定され、3 年間同一の金額となります。

Q 今後、介護保険制度をどのように運営していくのですか？

A 2025 年に団塊世代が 75 歳以上（後期高齢者）に、2040 年に団塊ジュニア世代が 65 歳以上（高齢者）となります。「高齢者が自立した日常生活を営むこと」、「要介護状態の軽減・悪化防止、予防」といった理念のもとに必要なサービスを提供していくとともに、財源や人材をより効率的に活用する仕組みを構築していきます。また、社会保障審議会（介護保険部会）で取りまとめられた介護保険制度の見直しに関する意見や課題を踏まえ、今後の運営について検討していきます。

【介護保険制度の見直しに関する意見】平成 28 年 12 月 9 日 社会保障審議会

①地域包括ケアシステムの深化・推進について

- ・自立支援・介護予防に向けた取り組みの推進
- ・医療・介護の連携の推進等
- ・地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

②介護保険制度の持続可能性の確保について

- ・利用者負担のあり方
- ・給付のあり方

新規 生活支援体制整備事業

8,960千円

高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心して生活できるため、住まい・生活支援等サービス・介護予防・介護保険サービス・医療が一体的に提供される仕組み（以下「地域包括ケアシステム」という。）づくりが重要です。

区では、平成27年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、関係機関が連携・協働して地域包括ケアシステム構築のため具体的な施策を展開しています。

さらに、平成29年度からは、高齢者一人ひとりが自身の健康を意識し、自発的に社会活動に参加し、地域を支える担い手となるための支援を行っていきます。

住民自らが、生活支援等サービスに参画することをきっかけに、できることは自分たちで行い、同時に、住民自身の力で地域の支え合い体制を構築していく取組みも必要です。

そのために、社会福祉協議会に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していきます。

また、生活支援コーディネーターの役割を補完し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク（協議体）を設置します。





POINT

生活支援コーディネーターの役割は？

生活支援等サービスの体制整備にあたっては、区が中心となって、元気な高齢者をはじめ、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。その際、「生活支援コーディネーター」や「協議体」の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう取組むことが重要となってきます。

生活支援コーディネーターは、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向け、関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、コーディネート機能を担い、生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進していきます。

●主なコーディネート機能は以下のとおりです。

(A) 資源開発

地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成など

(B) ネットワーク構築

関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携体制づくりなど

(C) ニーズと取組のマッチング

地域の支援ニーズとサービス提供主体活動のマッチングなど



<特別会計>



後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算一覧表

(1) 歳入

区 分 科 目	平成29年度予算額		平成28年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 後期高齢者 医療保険料	1,003,911	63.3	959,757	62.4	44,154	4.6
2 使用料及び 手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 繰入金	522,427	32.9	515,397	33.5	7,030	1.4
4 繰越金	43,358	2.7	44,281	2.9	△923	△2.1
5 諸収入	17,559	1.1	18,159	1.2	△600	△3.3
歳入合計	1,587,256	100.0	1,537,595	100.0	49,661	3.2

(2) 歳出

区 分 科 目	平成29年度予算額		平成28年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 総務費	43,385	2.7	45,270	2.9	△1,885	△4.2
2 広域連合納 付金	1,412,686	89.0	1,358,173	88.4	54,513	4.0
3 保健事業等 費	33,825	2.1	35,869	2.3	△2,044	△5.7
4 諸支出金	47,360	3.0	48,283	3.1	△923	△1.9
5 予備費	50,000	3.2	50,000	3.3	0	0.0
歳出合計	1,587,256	100.0	1,537,595	100.0	49,661	3.2



後期高齢者医療特別会計

▶保険年金課

29 年度予算額
(28 年度予算額)

後期高齢者医療制度

1, 587, 256 千円
(1, 537, 595 千円)

後期高齢者医療制度は、社会の高齢化に伴い、医療制度の将来にわたる維持や高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な仕組みを設け、国民保健の向上と高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

対象者： 75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があると認定された方
※生活保護受給者を除く

保険料： 所得に応じて、個人ごとに設定（最大年間 57 万円まで）

徴収方法： 年金からの引落とし、または、納付書や口座振替による納付

自己負担： 医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は原則 1 割（現役並み所得者は 3 割）

運営： 東京都後期高齢者医療広域連合（財政運営や資格管理、保険料の賦課等）
区市町村（保険料の徴収や窓口業務）

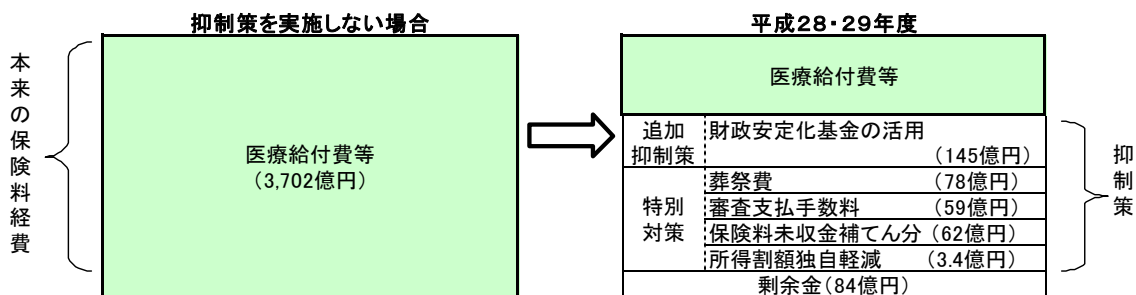
医療給付： 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費



POINT 保険料の増加抑制策を引き続き実施します

保険料の急激な負担増を緩和するため、本来保険料で賄うべき葬祭費、審査支払手数料、保険料未収金補てん分等の財源について、都内 62 区市町村は、引き続き特別対策等として平成 28・29 年度の 2 年間で 202 億円を負担します。

さらに、財政安定化基金（不測の事態に備えた積立金）及び平成 26・27 年度の財政収支に係る剰余金も充当することにより、保険料の増加を抑制しています。



※抑制策の金額は2年間分です。
※平成26・27年度についても抑制策を実施しています。

保険料率

保険料率は、2年ごとに改定されます。

○平成29年度の保険料率は平成28年度と変わりません。

区分	平成28・29年度	平成26・27年度	増減
均等割	42,400円	42,200円	200円増
所得割	9.07%	8.98%	0.09ポイント増
上限額	57万円	57万円	なし

保険料は、前年の所得に応じて、被保険者1人ひとりに対して算出されます。
平成29年度の保険料は、次のとおりとなります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline 42,400 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{賦課のもととなる} \\ \text{所得金額} \times \\ \hline \text{所得割率} \\ \hline 9.07\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額(年額)} \\ \hline \text{限度額} \\ \hline 570,000 \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※所得割の賦課のもととなる所得金額は、平成28年確定申告書等の所得金額合計額から基礎控除額330,000円を差し引いた額です。

○保険料の軽減制度は引き続き行われます

所得の低い世帯に属する被保険者の負担を軽くするため、保険料の均等割額等を軽減する制度があります。(下記の②と③については、平成29年度から一部軽減割合の見直しが実施されます。)

①均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等の合計」をもとに軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(27万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(49万円×被保険者の数)以下	2割

②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	70%
20万円以下	45%
58万円以下	20%

③制度加入前に被用者保険の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額は7割軽減となり、所得割額はかかりません。

一人あたりの平均保険料見込額

平成 28・29 年度	平成 26・27 年度	増 減	増減率
95,496円	97,164円	△1,668円	△1.7%

(厚生労働省ホームページによる)

年金収入のみの場合の保険料計算例（年額）

ケース1：単身世帯の本人の収入が年金のみの場合

公的年金収入額	80万円	160万円	200万円	300万円
軽減率	9割軽減	8.5割軽減	2割軽減	軽減なし
均等割額	4,240円	6,360円	33,920円	42,400円
軽減率	-	70%	20%	軽減なし
所得割額	0円	1,904円	34,103円	133,329円
保険料額	4,200円	8,200円	68,000円	175,700円

保険料額は100円未満切り捨て

ケース2：夫婦ともに後期高齢者医療制度の被保険者であり、本人の収入が年金のみ、配偶者の収入が年金80万円の場合

公的年金収入額		80万円	160万円	200万円	300万円
本人の保険料	軽減率	9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	軽減なし
	均等割額	4,240円	6,360円	21,200円	42,400円
	軽減率	-	70%	20%	軽減なし
	所得割額	0円	1,904円	34,103円	133,329円
保険料額		4,200円	8,200円	55,300円	175,700円
配偶者の保険料	軽減率	9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	軽減なし
	均等割額	4,240円	6,360円	21,200円	42,400円
	所得割額	0円	0円	0円	0円
	保険料額	4,200円	6,300円	21,200円	42,400円
夫婦の保険料合計		8,400円	14,500円	76,500円	218,100円

保険料額は100円未満切り捨て

○配偶者は年金収入が80万円であることから、所得割額はかかりません。